

令和6年 第12回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年12月5日(木) 午後2時00分～午後3時2分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(32名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久		19番 伊藤正覚	20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(2名)

18番 諏訪博保 24番 堀田勝彦

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第44号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について
- (6) 議案第45号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)に対する意見について
- (7) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 伊藤課長補佐 農林振興課 犬飼主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

4 番 飯田直満 35 番 寺倉百合子

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。24番 堀田委員より欠席の報告を受けておりますが、18番 諏訪委員は連絡が入っておりませんが見えておられません。

本日の出席委員は34名中32名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第12回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、4番 飯田委員、35番 寺倉委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

1 ページをご覧ください。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年12月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件3件です。受付番号148番

平田町土倉字江東●●●●番、田、500㎡。

譲渡人、大阪府堺市、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：贈与

受付番号149番

南濃町志津字沢●●●●番 外1筆、畑、496㎡。

譲渡人、東京都中野区、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号150番

南濃町志津字沢●●●●番 外2筆、田及び畑、666㎡。

譲渡人、東京都中野区、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号148番の案件について、3番 伊藤委員お願いします。

◎3番 伊藤委員

受付番号148番の案件については、申請の目的は、贈与です。

贈与人は、相続により取得されましたが遠方に居住し管理できず、甥である受贈人は、居住地に近く、耕作に適していることから贈与を受けるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号149番及び150番の案件について、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号149番及び150番の両案件については、申請の目的は、農業経営の拡大で申請を受けております。

譲渡人は、遠方に居住し管理が困難であることから営農縮小を図り、近隣に居住しております譲受人が農業経営を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。続きまして、日程第3 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年12月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号151番

南濃町志津字沢●●●●番 外2筆、畑、現況 宅地、524.77㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅(住宅・物置・車庫)。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に関係者の農地以外はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号152番

南濃町境字奥条分●●●●番 外4筆、田及び畑、一部現況 宅地、158㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅(倉庫・進入路)。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
では、受付番号151番を、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号151番の案件については、申請の目的は、住宅・物置・車庫です。

申請人は、申請地の隣接地に居住しており、自宅及び物置、車庫が、昭和45年ごろから建てられて一体利用されていたもので追認案件であり、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

受付番号152番を、1番 伊藤委員お願いします。

◎1番 伊藤委員

受付番号152番の案件については、申請の目的は、住宅の倉庫・進入路です。

申請人は、相続により申請地を取得されましたが、父により昭和55年ごろに農業用倉庫として建てられ、北側住宅地と一体利用されていたもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年12月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件 3件です。受付番号153番

平田町今尾字中区●●●●番、田、現況 雑種地、39㎡。

譲渡人：平田町、●●●●。譲受人：平田町、●●●●。転用目的：看板敷地

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に、吉田歯科医院・辻中眼科がある幅員4m以上の沿道区域である第3種農地であると判断します。既に造成済みで雑種地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号154番

南濃町津屋字観音●●●●番、畑、1,335㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：東京都新宿区、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号155番

南濃町松山字辰ヶ平●●●●番 外4筆、畑、567㎡。

譲渡人：和歌山県橋本市、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●合同会社。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地であるその他2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号153番を、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号153番の案件については、申請の目的は、看板敷地です。

申請地は、譲渡人が相続により取得されましたが、その父が平成8年ごろ造成整地していた追認案件です。先ほどありましたが、地目は田ですが、現状は草の生えた雑種地になっております。譲受人は、各地にて宣伝企業を募集して野立て看板を設置しており、事業適地とし売買にて取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１５４番を、２４番 堀田委員が欠席ですので、事務局お願いします。

◎事務局 （川崎農地係長）

受付番号１５４番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、農地の維持管理に苦心し、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるものです。

周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１５５番を、１５番 伊藤委員お願いします。

◎１５番 伊藤委員

受付番号１５５番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、農地の維持管理に苦心し、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 ３１名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第５ 議案第４４号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について、を議題と致します。

農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

4 ページ及び別紙 5 ページからをご覧ください。

議案第 4 4 号

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について

旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、別添農用地利用集積計画の決定を諮る。令和 6 年 1 2 月 5 日提出 海津市農業委員長 神田春夫

農地中間管理事業分で、新規：35筆、66,639㎡、更新：516筆、913,285㎡、
合計：551筆、979,924㎡です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

はい。1 3 番 高木委員。

◎1 3 番 高木委員

設定期間が5年ということですね。農地中間管理事業ということで、相手方は藪田になっておりますが、これはもう設定は5年という決定、10年ではなかったですか。利用権の種類で賃貸借とか、使用貸借との意味をお聞きしたいのと、賃貸の金額ですが、この設定というのは、市の方である程度の大体の取り決めが、前はなされるというような気がしていたのですが、1万円とか1万5000円とか2万円とか、だいたいわかれているようですが、教えていただけるならお願いしたい。

◎議 長

よろしいですか。はい、事務局お願いします。

◎農林振興課（犬飼主事）

多数の筆に関して5年が多いですが、ハウスとしての利用と7ページに10年という方もいらっしゃいます。それは双方の同意で、5年10年と決めております。

また、利用権の種類の使用貸借権という意味は、田や畑など賃料を支払わずに使用収益できる権利であるので、例えば賃料はいらないけど、田の管理はしてほしい場合など使用貸借権となっております。

また、賃貸借について、賃料を支払い借りたものを使用できる権利ですので、例えば中間管理機構が、10a当たり2万円、1万5000円とか支払われる契約のことを賃貸借と明記しております。

賃料がわかれている件につきまして、市が定めるといったことはなく、双方が同意の上でご提出された各筆明細で、今回議案に上げさせていただいております。

◎議 長

はい。13番 高木委員。

◎13番 高木委員

はい、ありがとうございました。賃貸借・使用貸借というのはある程度わかります。

特に畑地は、なかなか借り手がいないことは、前もって知っておりますが、南濃地域については、特にそういうところが多いものですから、今後この農地中間管理事業に乗せれるのかどうかも含めて、お伺いしたのですが。

それと別ですけど、同じような地域で、賃料が0円のところと、1万5000円というような形ですが、これは個人対中間管理機構との協議ですか、それとも地元の受け手があつてこそその話だと聞いていたので、どういう形で申し込み、もしくは本人がいないという話なのか、理解できない部分があるのですが、同じ地域の田の続きで、0円の方、1万5000円の方というような形で出ていますが、もしあった場合、地域で聞かれたときにどう答えさせていただくか、何か参考になる話があれば教えてください。

◎議 長

はい。事務局。

◎農林振興課（犬飼主事）

地域の中で使用貸借、賃貸借とあると思いますが、0円でもいいので耕作をしてほしいといった方や、双方同意している場合は、0円という場合もありえますので、この場合が必ずしも1万5000円、この地域が1万5000円、ここの地域が0円とは決まってはおりません。

◎議 長

よろしいですか。今の0円ですけど。私、平原を営農の方でやっているのですが、基本的には、圃場によって違う。要はその圃場が、簡単なことを言いますと、排水もうまくできないような、絶えずベタベタだとか、それから今の暗渠排水がやってないところとか、一応これ多分圃場ごとの契約だと思うのですが、同じ地域でも全面的に一緒ということではなく、そういう特殊なそばは単価低くなっていると思っておりますので。

この契約はわかりませんよ。私の方の地域でも、0円契約はあります。圃場によっての差があ

るということで理解していただくといいのかと私は思っております。

それから畑ですけど、今後も出てくると思うのですが、畑は、中々生産性のある作物がないです。だから営農集団として、引き受けるとこれはやむを得ず、太陽光と一緒に、耕作するのが大変、草の管理も大変と、頼むからお願いできませんか、というような時代が増えてくるかと思っております。私の地域は、お金をいただいております。管理料として。

◎13番 高木委員

はい、ありがとうございます。やはりそういう苦慮されてみえるところが多々あると思います。特に南濃地区は、今高齢の方は特に手が離れている部分が多々ありますので、今の太陽光とか、そういう事案が多数出てくると思います。そういうこともありますので、ご理解等もお願いして、ありがとうございました。

◎議 長

その他の方、ご質問ございませんか。はい。中村委員。

◎7番 中村委員

私自身は中立委員として非農家で、この辺の今日、この今、報告事項になっている対象はなかなかわかりにくいところがあるのですが、たまたま先月、私の担当している立野地区で、地権者と●●●●との話し合いに参加させていただいて、そこには協議会、それから中間管理機構、●●●●および地権者が集まったの議論で、それは何が主体の議論かという、管理費っていうのか、賃借料1万5000円になったという議論です。

5年前10年前は確か2万円だったのが、1万5000円になった。その辺の部分で、どういう経緯でそれが5000円、地権者の方が言ってみたら賃貸料減ってくる。営農法人にとっては、それは賃貸料が少なくなるから、収益性は上がるというような議論もあったのですが、今日ここに中間管理機構の担当者がいらっしゃらないので、どこまで深いところをお尋ねできるかわからないのですがその5年10年前の2万円が、この表見ると多くは1万5000円ということになっているのですけども、その5000円の賃貸料の値下がりの根拠理由はどうなっているのでしょうか。

◎議 長

はい。事務局。

◎農林振興課（犬飼主事）

5000円下がった根拠は、市ではわかりかねます。また、今回議案に出させていただいているものに関しましては、調整済みとなったもので合意されているものと把握し議案として提出しております。

◎議 長

7 番 中村委員。

◎7 番 中村委員

多分そういう答えだろうということを想定していましたが、これは中間管理機構いないとわからないことだと思うのですが、農林振興課の方で管理機構に聞いて、次回の農業委員会でも結構ですので報告いただく、あるいは農業委員会の事務局から報告いただくということは可能でしょうか。

◎議 長

はい。事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

その根拠となるものにつきましては、農業委員会、市もそうですが、金額を決める決定権はありません。地権者と耕作者の双方の同意のもとで金額でございますので、その根拠というものは、あくまで耕作者が持っているものです。今回1万5000円、2万円から5000円下がったものなんかは、元々1万5000円だったのかってというのはありますけれども、そこはまた別のお話ですので、こちらでご説明することはないと考えます。

◎議 長

7 番 中村委員。

◎7 番 中村委員

多分川崎さんは流れをご存知ないと思うのです。私が参加した地権者、営農法人、中間管理機構、それから営農協議会、この4者での話の中で、この金額に関しては、営農協議会の方から地権者に、いくらにしますから判子押してください、同意してくださいっていうのが9月にありました。それで営農協議会から聞くと、これは中間管理機構からの提案だということになっています。中間管理機構がどうしてその地代でしょうね、下げることになったのか、お伺いしたいというところで、今例えば、農林振興課、それから農業委員会の事務局から中間管理機構に尋ねていただきたい、あるいはここに中間管理機構の方が出席していただければ、一番簡単な答えが出てくると思います。

◎議 長

はい。事務局。

◎事務局（後藤事務局長）

今、委員のお話聞いておりますと、9月ぐらいに、●●●●、担い手ですね。それから地権者、中間管理機構、それから委員も出席された。

このメンバーが揃った会議というか話し合いの中で、そして単価の話が出たということは、例えば●●●●が担い手として、この額にしたい、こういう理由で賃料を下げたいという説明をしていると思います。中間管理機構もここに入っていますから。

そこでそういう理由についての話も聞いてみえるのではないですか、逆に。だから、今回たまたま1万5000円にしてくださいお願いしますという、そういうような会合だったのではないかと思います。いかがですか。

◎議 長

7 番 中村委員。

◎7 番 中村委員

実態としては違うのでちょっと長くなりますが、そこは触れないでおきます。とにかく私が聞きたかったのは、なぜ地代の借料が、地権者にとって不利な5000円ぐらいずつダウンになっているのか、それはどういう理由根拠なのか、それは中間管理機構に、そののところを尋ねてほしい、理由を明らかにしてほしいというところです。

◎議 長

はい。事務局。

◎事務局（後藤事務局長）

どちらにせよ、農業委員会にしろ、農林振興課にしろ、この5000円賃料が下がったという話については、双方の契約行為でございますので、双方の合意のもと決定した金額ということになります。これを説明する、根拠を説明する立場にないと思っておりますし、そこに口を出す立場にもない。要は肩入れするような、片方の単価が上がったりとか下がったりとか、そういう立場にもないと考えておりますので、そういう意味でもこちらから説明するつもりはございません。

◎議 長

7 番 中村委員。

◎7 番 中村委員

中間管理機構に私が尋ねようとしたらどういうルートで、どういうステップを踏んでいったらいいのですか。

◎議 長

はい。事務局。

◎事務局 （後藤事務局長）

直接、中間管理機構の課長が見えると思いますので、聞いていただいてもいいかと思います。以上です。

◎議 長

22番 伊藤委員。

◎22番 伊藤委員

今の話で、私は営農組織法人の代表をやらしてもらっていて、この話はずっと参加させていただいている。今現状、営農法人が経営する中で、生産収入、米麦大豆を基本としてやっている中で、その売上と農水省からいただく各種補助金を出して、その金額と、実際にかかる費用、肥料農薬、人件費まで入れるとほぼトントンかちょっと赤になる。実際には決算上ですから、準備金だというお金残ってくることで、ゼロにしている。その中で少しでも経営を、国も補助金を絶えず削減しようとか、いろんな種類ある中で、それと人件費が上がってくる中で、赤字が増える、赤字ではないけど赤字部分が増えてくるから、その経費を少しでも削減する方法は何かということで、協議会の役員に検討していただきました。

その中で出たのが、ここ1年3年の間に、10年間の契約を結んであるやつの更新時期になるから、ここで地代の見直しをしようということで、出された数字が1万5000円です。

これ言っているのか悪いのか、他の地域で見ると、0円のところもあり、この西濃地域でも0円で中間管理機構というところがいっぱいあります。また、都市周辺に行くと農地を維持してくださいと言ってお金を出しているところを、管理機構が仲介しているところもあります。その中で海津の2万円というのは最高の数字です。それを少しでも下げて、助けていただきたいというのが問題・課題です。そういうことを受け手の方、我々が少しでも助けてくださいという数字を出します。それが協議会の方で基準金額として1万5000円にしたかどうかというような数字です。決定ではありません。だからこれを今日見てもらうと、やっぱり2万円で更新している地域もあります。それで更新する場合に、地主にそういうお話をするというかお願いして、そこで決まったのが、相対でやれば、大量の書類も用意しなければならないところを、管理機構が事務処理をやってくれるということで、先ほど中村さん言われた、管理機構がどうのこうのって言われるけど、実際には管理機構は、仲介業者で終わり、仲介手続きをやっていただくだけのとこで、基本的に振興課の方も言われた通り、地主と受け手との話の中で数字が決まったのが現実。それで、あくまで1万5000円になったのは、決定ではなくて基準金額としてこのぐらいどうですか、とい

う数字を出しただけです。私はそういうふうに取り受けております。

◎議長

その他の方、ご質問ございませんか。先ほどの件は、個々で確認なり、相談してください。

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第44号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議長

挙手多数ですので、議案第44号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。続きまして、日程第6 議案第45号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に対する意見について、を議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

24ページ及び別冊をご覧ください。

議案第45号

農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に対する意見について

農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を別紙のとおり定めることについて、同法6項の規定により意見を求める。

令和6年12月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

この計画につきましては、10月総会にて案を提示して意見聴取させていただき、他の関係機関等の意見も踏まえ、農林振興課より最終の計画が取りまとめられたことから、改めて農業委員会に対し、意見を求めているものです。詳細につきましては、担当課より説明します。

◎議長

農林振興課の説明を求めます。

◎農林振興課（犬飼主事）

地域計画（案）につきまして、たくさんの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。地域計画策定にあたり、国や県と連携しており、前回の案からおおまかに4点変更がございます。

まず1点目、地域計画の地域内の農業を担う者に農業者一覧がありますが、令和6年11月15日を基準日とし、亡くなられている方、離農された方を更新しております。また、認定農業者、認定新規就農者、畜産等農業者についても変更しております。

次に2点目、今年度、農振農用地区域から除外した分につき、地域計画から除外しました。それに伴い、集積率についても変更しております。

次に3点目、地域内の農業を担う者の経営面積について、市全体の面積から地域計画地区内（例えば吉里であれば吉里地域内）の経営面積に変更しました。

次に4点目、農業者及び区域内の関係者が目標とするためとるべき必要な措置の「基盤整備事業への取組」について、暗渠排水対象地域を具体的に明記し、多面的機能支払交付金を活用する旨を追記しました。おおまかな変更点につきましては以上となります。

今後のスケジュール等につきましては、12月中に地域計画案を公告、2週間縦覧し、終了後、完了公告、策定となります。地域計画策定後にはホームページにも掲載予定ですので、ご確認ください。

今回配布しました地域計画については、地域計画が策定されるまで、公告前となりますので、取り扱いには十分ご注意ください。今後も国や県からの指摘等により策定までに軽微な変更等があると考えておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、委員よりいただきましたご意見につきまして、「別冊 参考資料」に市の考え方について回答させていただいておりますので、ご確認ください。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

かなり全体を見ようと思ったら相当な時間かかりますが、まずはその皆さん方の地域の方をいろいろ見ていただいて、それからの方がよろしいかと思います。

【挙手する者なし】

◎議 長

この件につきましては、前回、大きい図面に出ておりますけど、若干変更があったという説明もございましたが、基本的には、もうこれで一応、今回の地域計画を出しましたということです。この後、また特別の質疑等がございましたら農林振興課の方へお尋ねしていただいて、説明を受けていただくというようなことで、この場における質疑をいただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第45号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第45号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議 長

事務局、その他報告事項ありますか。

◎事務局 （後藤事務局長）

専決規程につきましては、今年5月7日定例総会の中で、事務局職員の任免について委員より指摘があり、今後の方針について必要な規程の整備を進める旨、事務局からさせていただいたところでございます。

規定につきましては、農業委員会法の26条に事務局職員の任免について書かれております。会長専決事項として、第2条の一つ目に書かれております。それから事務処理を進める上で必要な事項について、あわせて会長専決の規定として新たに整備をさせていただいたものでございます。

今後の事務局職員の任免については、通常ですと3月の末ぐらいに市長部局から農業委員長へ事務局の人事案の連絡内示があるかと思います。その内示があった後、この規定に基づきまして、事務局の職員を任免について、会長専決により決定し、その後の総会、4月の定例総会におきまして、委員に報告する、そういう流れとなっていきます。そのための規定として今回整理をさせていただきましたのでご報告をさせていただきます。以上でございます。

◎議 長

7番 中村委員。

◎7番 中村委員

報告事項ですけども、報告がもう設定されてそれで通ってしまう。そういうことを危惧していますので。今事務局長が事務局の職員に関して3月末ぐらいに会長に連絡して、あとこの4月の総会に報告をすると言われました。会長に一任という形とするかどうか、私はこの総会で決まったかどうかの記憶がないのですが。会長一任ということだったら、会長がそこで承認されて、承認された内容をご報告されるという手続きを記載するべきとも思います。徹底するのでしたら、やっぱりこの総会で、その事務局の職員案を出されて、それで総会で承認する。それが事務局のこの農業委員会での決定事項ということになると思うのですけども。今のご報告では簡便すぎるという気がいたします。

◎議 長
事務局。

◎事務局 （後藤事務局長）

この件につきましては、4月・5月に説明をさせていただいたと思います。3月の異動の内示があった場合、事務局員が変わる場合、大体3月の議会が終わった後ぐらいに人事案が会長さんのところに連絡が入るかと思います。3月の20日過ぎだと思います。そこから4月1日までのこの1週間の間に急遽、臨時総会を開催して、皆さんを集めて、事務局員はこれでよいでしょうかというような会議を開くことは現実的ではないという説明をさせていただきました。

ですから、会長専決事項、法令の整備をさせていただき、他の市町の事例も確認しながら、改めて後日、この専決規定、必要な規定を整備させていただきます、と説明したかと思います。もしこの説明が、いやいや臨時総会をやった方が良いという思いが委員の皆様があれば、そうしていただくのが一番よいのですが、必要以上に総会を開くことも皆様の負担になるかと思い、このような規定を進める提案となりました。

3月末に臨時総会を開いて、事務局職員を皆さんで決定するということであれば、その方向で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご意見をいただきたいと思います。以上です。

◎議 長
7番 中村委員。

◎7番 中村委員

これ本来は議題になるような案件じゃないかと思うのです。それを議事録にも載らない報告でサラッとやられる内容じゃないかと思うのです。その辺が事務局としての考え方と私農業委員としての考え方が大きく違います。あくまでも農業委員会は、事務局員を任命する権利があります。報告だけで終わるっていうことじゃないと思います。

◎議 長
はい、事務局。

◎事務局 （川崎農地係長）

中村委員がいわゆる議事録に載らないと言われましたが、これは載ります。この報告事項については載っております。

◎議 長

皆さん方、何かなというふうに思ってみえると思いますけど、中村委員が前から言ってみえますように農業委員会として任命という話をしています。

それ皆さん、その意味を春先からの件ですので、知ってみえますと。ただこの事務局の職員は、人事異動が3月末ごろに発表がある。農業委員会の方に、3人の方が異動して、新しくなる方が異動になる場合があります。それが1週間前なのです。発表される人事異動内示、そこで今度は農業委員会の職員ということを農業委員、この委員会として任免という形になると、時間がない。総会、臨時総会ということです。時間がないため、専決で会長一任ということでお願いしたいということです。要するに職員の異動があったときに、皆さんが臨時総会を開いて、はい、それでよろしいという会合を開くということです。それやなしに、その時間もないということで招集かけて、人事異動を発表してから、農業委員会の総会、臨時総会をかけなくてはならないので、もうそれは会長一任でお願いしたい。とこういうことでございますが、そういう説明であったとかと思います。

それで、改めまして皆さんこの件について、そういう意味合いですが、やっぱり臨時総会をした方がいいと言われる方、賛成の方は挙手願います。

【挙手少数 1名】

◎議 長

賛成は、一人でございますので、会長一任されるということでお願いいたします。

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

報告事項で、また報告がありますのでお伝えします。農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、15件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後 3 時 2 分）

議事録署名者

4 番

3 5 番

議 長